

金融政策は分配問題に責任はないのか？

お茶の水女子大学 篠塚英子

新しい年の日本経済展望は一斉に強気論で幕を開けた。あの悲観論者の武者陵司氏さえも、「株は甦った一私が悲観論を捨てた理由」（『中央公論』2月号）と宣言した。

その渦中で量的緩和政策解除も本年前半の早い時期が有力との予測が出るにつれ、またもや政府・国会議員からの圧力が始まった。私が日銀審議委員在任中にも何度か目にした光景だ。政府と歩調を合わせている限り日銀は蜜月時代を築ける。福井総裁登場で、矢継ぎ早の量的緩和策を打った時がそうである。

戦前の日銀法時代、政府の戦費調達に対し日銀は無力であった。この限界を克服し、最近の急速なグローバル化に対応できる新しい日銀任務が求められた。そこで金融政策を政府から切り離し、日銀の専管としたのが98年日銀法施行である。現在総裁以下9人の合議制は、こうして出来たが、これもわずか8年前、平成10年〔1998年4月〕のことである。

政府は多様な政策手段をもっている。増税も規制緩和も、あらゆる分野における「聖域なき改革」さえ強行できる。他方、日銀がとりうるのはただひとつ、金利を操作して現実の経済が必要とする貨幣量を供給することだけである。

金融政策の中立性からいえば、長引くほどに資金の流れを通じて、分配問題に歪みをもたらす。昨年OECD（経済協力開発機構）が発表した貧困率（各国の平均所得の半分以下に国民が何割いるかの値）はショックである。なんと日本はワースト5、しかも10年前に比べ貧困率は2倍に悪化した。

「中流大国日本」は幻想と化した。この大きな社会現象の転換と、日本の超緩和金融政策の実施時期がオーバーラップしている。国内のすみずみにマネーを浸透させる政策が、国民の懐にはいる所得分配になにも影響をあたえないはずがない。しかし実証的に証明するのは非常に困難なテーマでもある。また中央銀行は伝統的に分配問題を避けてとおってきた。そこで、本報告では長期化する金融政策は特定産業、特定個人に強烈な効果をもたらすのではないかと、という点を指摘し、同一の金融政策メニューの長期固定化を危惧し、警鐘を鳴らしたい。

一人勝ち経済の国、分配問題劣等国の国、米国。その後姿を視野に資本市場原理を踏襲する、格差拡大の国日本。本学会ではこうした面を報告する¹。

¹ 金融財政「巻頭言」「金融政策の自立」（2006年1月26日）をベースに書き直した。